

議案第65号

指定管理者の指定（読谷学童クラブ）について

読谷村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年読谷村条例第2号）第3条の規定に基づき、読谷学童クラブの管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 読谷学童クラブ

位 置 読谷村字高志保1277番地1

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社ファーストスター

住 所 読谷村字古堅943番地2

氏 名 代表取締役 佐久川 恵子

3 指定管理者の指定期間

自 令和8年4月1日

至 令和13年3月31日

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實